

# 感染症の予防・まん延防止に関する指針

J A千葉厚生連介護サービス居宅介護支援事業所

J A千葉厚生連介護サービス訪問介護事業所

(感染症の予防・まん延防止の基本的考え方)

第1条 事業所内及び利用者の居宅において、感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者の安全確保を図ることを目的とする。

(感染症の予防・まん延防止の基本方針)

第2条 当法人の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止の体制

感染症の予防及びまん延の防止のため、担当者を定め、委員会を設置する等、事業者(法人)全体で取り組むものとする。

(2) 平常時の対応

① 事業所内の衛生管理(環境の整備等)

事業所では、感染症の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努める。また、手洗い場、トイレ、汚物処理室等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。

② サービス提供と感染症対策

サービス提供の場面では、職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用する。

また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。

利用者の変化や異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察する。

③ 事業所訪問者への衛生管理の周知徹底を図り、感染予防とまん延防止に努めるものとする。

(3) 発生時の対応

万一、感染症が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため次の対応を図る。

① 発生時の状況把握

② まん延防止のための措置

③ 有症者への対応

④ 関係機関との連携

⑤ 行政への報告

管理者は、次のような場合には迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぐものとする。

※報告書式は、各事業所の所属する都道府県、市町村の指定様式を使用する。

ア. 同一の感染症による又は、それらによると疑われる死亡者又は、重篤患者が一週間以内に2

名以上発生した場合

- イ. 同一の感染症による又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

※イについては、同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が発生してからの累積の人数ではないことに注意する。

※なお、医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合は、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う。

(感染症対策委員会の設置)

第 3 条 当法人における「感染症対策委員会(以下、委員会)」の設置と事業所内の組織に関する規定は、次のとおりとする。

(1) 設置目的

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する観点から委員会を設置する。

(2) 感染症対策担当者(責任者)

次の者を感染症対策担当者とする。

介護事業課長

(3) 委員会の構成員

ア. 介護事業課長(委員長)

イ. 居宅介護支援事業所管理者

ウ. 訪問介護事業所管理者

エ. 介護支援専門員

オ. サービス提供責任者

カ. その他必要に応じ委員を指名する

(4) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により、定期的(年 2 回以上)に開催するとともに、委員長が必要と判断した場合には臨時に開催する。

(5) 委員会の主な役割

ア. 感染症予防対策及び発生時の対応の立案

イ. 指針・マニュアル等の作成・見直し(感染症対策 B C P マニュアルを含む)

ウ. 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備

エ. 利用者・職員の健康状態の把握と対応策

オ. 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策

カ. 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施

ク. 感染症対策実施状況の把握と評価

(6) 職員の健康管理

職員は年 1 回の健康診断を実施する。また、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの予防接種について、接種を推奨する。

(感染症のまん延防止に関する職員教育)

第4条 職員に対して、感染症対策委員会を通して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行うものとする。

- ① 定期的な教育、研修(年1回以上)及び訓練(年1回以上)
- ② 新任者に対する感染症対策研修の実施
- ③ その他必要な教育、研修の実施

(当該指針の閲覧に関する基本方針)

第5条 この指針は、利用者及び家族の誰でも閲覧することができるよう、事業所内にファイルで保存する。

(その他感染症・食中毒まん延防止に必要な基本指針)

第6条 感染症対策マニュアルには科学的根拠に基づいた対策を採用し実施する。マニュアルは最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。